

○ 総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十五 （略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 機密に関する事。 二 総務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。 三 大臣の官印及び省印の保管に関する事。 四 総務省の所掌事務に関する総合調整に関する事。 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。 六 法令案その他の公文書類の審査に関する事。 七 総務省の機構及び定員に関する事。 八 国会との連絡に関する事。 九 総務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。 十 総務省所管の国有財産及び物品の管理に関する事。 十一 総務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。 十二 広報に関する事。 十三 総務省の保有する情報の公開に関する事。 十四 総務省の保有する個人情報保護に関する事。 十五 総務省の行政の考査に関する事。 十六 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関する事。 十七 東日本大震災復興特別会計の経理のうち総務省の所掌に係るものに関する事。 十八 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処</p>

分並びに物品の管理のうち総務省の所掌に係るものに関するこ
と。

十九 総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十 国立国会図書館支部総務省図書館に関すること。

二十一 総務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十二 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関
すること。

二十三 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和
四十二年法律百十四号）第三条第一項の規定による特別交付
金に関すること。

二十四 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰
金等の支給に関する法律（平成十二年法律百十四号）第九条
第四項に規定する弔慰金等に関すること。

二十五 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対
する慰労の事務に関すること。

二十六 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲そ
の他の災害のため死亡した者をいう。第二十二条第十二号にお
いて同じ。）に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生
労働省の所掌に属するものを除く。）。

二十七～三十一 （略）

二十七 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の
保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項
の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。

二十八 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設
等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小
型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九
号）第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事
務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

二十九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号
利用法」という。）第二十一条第一項の規定による情報提供ネ

(行政管理局の所掌事務)
第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十一 (略)

ットワークシステム(番号利用法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。第二十六条において同じ。)の設置及び管理に関すること。
三十 総務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。
三十一 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(行政管理局の所掌事務)
第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。
- 二 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定に関すること。
- 四 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 五 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。
- 六 独立行政法人(国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センターを含む。以下同じ。)に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。
- 七 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第一項に規定する個別法をいう。)、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)及び総合法律支援法(平成十六年

(行政評価局の所掌事務)

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に
関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行う
こと。

イ 独立行政法人の業務

ロ 前条第八号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官
庁の認可を要する法人(その資本金の二分の一以上が国から

法律第七十四号)の定める制度の改正並びに廃止に関する審査
を行うこと。

八 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別
の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法
人を除く。)の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度
の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十
三年法律第四十号)の施行に関すること。

十 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平
成十五年法律第五十九号)の施行に関すること。

十一 独立行政法人評価制度委員会の庶務に関すること。

(行政評価局の所掌事務)

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政策評価(国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法(平
成十一年法律第八十九号)第五条第二項の規定による評価を
いう。以下同じ。)に関する基本的事項の企画及び立案並びに
政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

二 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い
、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価
を行うこと。

三 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策に
ついての評価を除く。)及び監視を行うこと。

四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視
(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に
関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行う
こと。

イ 独立行政法人の業務

ロ 前条第七号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官
庁の認可を要する法人(その資本金の二分の一以上が国から

の出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

二 国の委任又は補助に係る業務
五〇七 (略)

(自治行政局の所掌事務)

第七条 (略)

一〇十二 (略)

の出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

二 国の委任又は補助に係る業務
五 行政評価等に関連して、前号二の規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。
六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。
七 行政相談委員に関すること。

(自治行政局の所掌事務)

第七条

自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。
- 四 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。第四十九条第七号において同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。

十三 番号利用法第七条の規定による個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十七条第二号において同じ。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）に関する事
十四（三十三）（略）

- 七 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。
- 九 地方自治に関する調査及び研究に関する事。
- 十 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 十一 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- 十二 住民基本台帳制度に関する事。
- 十三 番号利用法第七条の規定による個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十七条第四号において同じ。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）に関する事。
- 十四 住居表示制度に関する事。
- 十五 行政書士に関する事。
- 十六 地方独立行政法人に関する事（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 十八 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関する事。
- 十九 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関する事。
- 二十 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 二十一 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関する事。

- 二十二 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に
関すること。
- 二十三 第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投
票の普及及び宣伝に関すること。
- 二十四 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関する
こと。
- 二十五 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関するこ
と。
- 二十六 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する
意見並びに調査及び統計の作成について関係部局（自治行政局
、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。以下同じ。）の
調整を図ること。
- 二十七 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並び
に関係部局の調整に関すること。
- 二十八 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情
報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十九 地方自治に係る国際協力に関すること。
- 三十 国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員及び指定都市都
道府県勧告調整委員の庶務に関すること。
- 三十一 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に関す
ること。
- 三十二 中央選挙管理会の庶務に関すること。
- 三十三 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法そ
の他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させら
れた地方行政並びに第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国
民審査及び投票に関する事務に関すること。
- 2 公務員部は、前項第十七号から第十九号まで及び第三十一号に
掲げる事務をつかさどる。
- 3 選挙部は、第一項第一号に掲げる事務（同項第二十号及び第二
十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政治
団体、政治資金及び政党助成に係るものに限る。）

(サイバーセキュリティ統括官の職務)

第十五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八条第五項において同じ。)の確保に関すること。

二・三 (略)

(総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十四人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2・3 (略)

、同項第二十号から第二十四号まで及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第三十三号に掲げる事務(同項第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関するものに限る。)をつかさどる。

(サイバーセキュリティ統括官の職務)

第十五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八条第四項において同じ。)の確保に関すること。

二 情報の電磁的流通における個人情報保護に関すること。

三 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

(総括審議官、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官三人、政策立案総括審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、地域力創造審議官一人及び審議官十四人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策立案総括審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4| 公文書監理官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに係事務を総括整理する。

5| 7| (略)

(総務課の所掌事務)
第二十二條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 総務省の保有する情報の公開に関すること。

七 総務省の保有する個人情報の保護に関すること。

八 十五 (略)

(新設)

4| サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに係事務を総括整理する。

5| 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項のうち地域の活力を創造するための施策に関するものについて企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

6| 審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(総務課の所掌事務)
第二十二條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務省の所掌事務に関する総合調整に関すること (企画課の所掌に属するものを除く。)

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 総務省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

五 国会との連絡に関すること。

(新設)

(新設)

六 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。

八 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律第九条第四項に規定する弔慰金等に関する

(政策評価広報課の所掌事務)
第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- (削る)
- (削る)
- 二、四 (略)

(自治行政局に置く課等)
第四十五条 自治行政局に、公務員部及び選挙部に置くもののほか、次の五課及び参事官一人を置く。
行政課

- 九 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。
- 十 一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く。)
- 十一 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。
- 十二 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(政策評価広報課の所掌事務)
第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 広報に関すること。
- 二 総務省の保有する情報の公開に関すること。
- 三 総務省の保有する個人情報保護に関すること。
- 四 総務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 五 総務省の行政の考査に関すること。
- 六 総務省の事務能率の増進に関すること。

(自治行政局に置く課)
第四十五条 自治行政局に、公務員部及び選挙部に置くもののほか、次の五課を置く。
行政課

- 住民制度課
 - 市町村課
 - 地域政策課
 - 地域自立応援課
- 2・3 (略)

(行政課の所掌事務)
第四十六条 行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 四 (略)
- 五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること(市町村課の所掌に属するものを除く。)
- 六 (略)
- (削る)
- 七 十一 (略)

- 住民制度課
 - 市町村課
 - 地域政策課
 - 地域自立応援課
- 2 公務員部に、次の二課を置く。
- 公務員課
 - 福利課
- 3 選挙部に、次の三課を置く。
- 選挙課
 - 管理課
 - 政治資金課

(行政課の所掌事務)
第四十六条 行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自治行政局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること(自治財政局及び自治税務局並びに選挙部の所掌に属するものを除く。)
- 三 地方行政に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。
- 四 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べる(自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。)
- 五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること(住民制度課及び市町村課の所掌に属するものを除く。)
- 六 行政書士に関すること。
- 七 地方独立行政法人に関する(自治財政局の所掌に属するものを除く。)
- 八 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた地方行政に関する事務に関する(市町村課の所掌に属するものを除く。)

(住民制度課の所掌事務)
第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(削る)

一〇六 (略)

- 九 地方制度調査会並びに国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員及び指定都市都道府県勸告調整委員の庶務に関すること。
- 十 地方自治に係る法令案に関する意見について関係部局の調整を図ること。
- 十一 地方制度資料その他の地方行政に関する資料に関すること。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、自治行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(住民制度課の所掌事務)
第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち地域的な共同活動に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するものの企画及び立案に関すること。
- 三 住民基本台帳制度に関すること。
- 四 番号利用法第七条の規定による個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関すること。
- 五 住居表示制度に関すること。
- 六 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。
- 七 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち地方公共団体総合行政ネットワーク(全ての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。)に関するものの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。
- 八 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関すること。

(市町村課の所掌事務)

第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち地域的な共同活動に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二 (略)

三 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するものの企画及び立案に関すること。

四 (略)

五 地方独立行政法人に関すること(自治財政局の所掌に属するものを除く)。

六 九 (略)

(地域政策課の所掌事務)

第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(市町村課の所掌事務)

第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

一 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。

(新設)

二 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(新設)

三 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた地方公共団体の名称、市町村の廃置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する事務に関すること。

四 中核市の指定に関すること。

五 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた地方公共団体の連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行及び組合に関する事務に関すること。

六 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第百六号)の施行に関すること。

(地域政策課の所掌事務)

第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること(自治財政局及び自治税務局並びに行政課及び地域自立

- 三 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に關すること（市町村課、地域自立応援課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 四〇八（略）

（削る）

（地域自立応援課の所掌事務）
第四十九条 地域自立応援課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一〇九（略）

- 応援課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に關する総合的な調査を行うこと。
- 三 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に關すること（住民制度課及び地域自立応援課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 地方自治に關する調査及び研究に關すること。
- 五 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に關すること。
- 六 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に關する意見並びに調査及び統計の作成に關して関係部局の調整を関すること（行政課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 地方公共団体の情報システムに關する企画及び立案並びに關係部局の調整に關すること（住民制度課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 地方自治に關する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に關すること。
- 九 地方自治に係る国際協力に關すること。
- （地域自立応援課の所掌事務）
第四十九条 地域自立応援課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち、地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に關する施策への支援に係るもの並びに地域間交流及び他の地域からの移住の促進に係るものの企画及び立案並びに推進に關すること。
二 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の施行に關すること。
三 大都市地域における宅地開發及び鉄道整備の一体的推進に關する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の施行に關すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。
四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に

(参事官の職務)

第四十九条の二 参事官は、次に掲げる事務をつかさどり、又は命を受けて、自治行政局の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち国際関係事務に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 地方自治に係る国際協力に関すること。

(公務員課の所掌事務)

第五十条 公務員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三 (略)

関する法律（平成四年法律第七十六号）の施行に関すること（情報流通行政局の所掌に属するものを除く。）。

五 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第一百十号）の施行に関すること。

六 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）その他の地域開発に係る法律に基づく事務その他地域開発に関する事務で地方自治に係るものの取りまとめに関すること。

七 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

八 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。

九 地方における行政の広域的な運営及び地域開発に関し地方公共団体が実施する総合的な施策について、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整を行うこと（自治財政局及び自治税務局並びに行政課の所掌に属するものを除く。）。

(新設)

(公務員課の所掌事務)

第五十条 公務員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること（福利課の所掌に属するものを除く。）。

(統計局に置く課等)

第一百十条 統計局に、統計調査部に置くもののほか、次の三課及び統計情報システム管理官一人を置く。

総務課

事業所情報管理課

統計情報利用推進課

2 統計調査部に、次の四課を置く。

調査企画課

国勢統計課

経済統計課

消費統計課

(事業所情報管理課の所掌事務)

第一百十二条 事業所情報管理課は、統計法(平成十九年法律第五十

三号)第二条第八項に規定する事業所母集団データベースを構成する事業所に関する情報その他の統計の作成に必要な情報の収集及び提供に関する事務をつかさどる。

(削る)

(削る)

(削る)

(統計情報利用推進課の所掌事務)

三 前二号に掲げるもののほか、公務員部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(統計局に置く課等)

第一百十条 統計局に、統計調査部に置くもののほか、次の三課及び統計情報システム管理官一人を置く。

総務課

統計作成支援課

統計利用推進課

2 統計調査部に、次の四課を置く。

調査企画課

国勢統計課

経済統計課

消費統計課

(統計作成支援課の所掌事務)

第一百十二条 統計作成支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計の作成に必要な情報の収集及び提供に関する事

二 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る調査票情報(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。)の二次利用及び提供並びに委託による当該調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関する事

三 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る匿名データ(統計法第二条第十二項に規定する匿名データをいう。)の作成及び提供に関する事

(統計利用推進課の所掌事務)

第百十三条 統計情報利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- 二 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る調査票情報（統計法第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。）の二次利用及び提供並びに委託による当該調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。
- 三 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る匿名データ（統計法第二条第十二項に規定する匿名データをいう。）の作成及び提供に関すること。
- 四 統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。
- 五 統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。
- 六 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

第百十三条 統計利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関すること。
（新設）
- 二 統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。
- 三 統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。
- 四 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。